

**日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル 2005 年の提言に対する  
欧州委員会からのプロGRESレポート**

**ブリュッセル、2006 年 4 月**

2005年、EU・日本ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）は「新たな共通課題に取り組むための革新的アプローチの継続」という表題のもと、EU・日本のリーダーに対する提言を行った。

2005年7月7、8日、ブリュッセルで開催されたBDRT年次会議で採択されたこの提言について、欧州委員会は十分な検討を行った。

本文書では、BDRTが示した様々な提言についての検討や実施の進捗状況を概説する。

各提言（または同一の問題・テーマに関する一連の提言）について、その要旨を示した上で、実施された措置および現状を説明する。さらに、必要に応じて今後の実施見通しを示す。

本プロGRESSレポートは、6つの部分から構成され、それぞれ次のような問題を取り上げる。

- 貿易と投資
- WTO
- 会計と税制
- 情報通信技術
- 生命科学とバイオテクノロジー
- 持続可能な開発

## 目 次

1. 貿易と投資.....	5
1.1. 迅速な事業展開の支援（1-EJ-3）：社会保障保険料.....	5
1.2. 規制改革の推進（1-EJ-5）.....	7
1.3. 税制に関する EU の政策（1-E-1）.....	9
1.4. 会社法に関する EU の政策（1-E-2）.....	11
1.5. 企業統治（1-E-3）.....	13
1.6. 在留日本人（1-E-4）.....	14
1.7. 年金（1-E-5）.....	16
1.8. 欧州共同体特許（1-E-6）.....	17
1.9. 模倣品・海賊版・密輸品対策（1-E-7）.....	18
1.10. 関税と関税分類（1-E-8）.....	20
2. WTO.....	22
2.1. 世界貿易機関（WTO）に関する政策声明.....	22
3. 会計と税制.....	24
3.1. 国際会計基準（2-E-1；2-EJ-1；2-EJ-2）.....	24
3.2. 会計・監査・情報開示の国際基準の収斂（2-E-2；2-EJ-3；2-EJ-4）.....	26
4. 情報通信技術.....	28
4.1. ブロードバンド利用の促進（3-EJ-1）.....	28
4.2. シームレスなユビキタスネットワーク環境の実現（3-EJ-2）.....	30
4.3. 安定した情報通信技術インフラの整備（3-EJ-3）.....	32
4.4. デジタルデバイド（情報格差）の解消（3-EJ-4）.....	34
4.5. ユビキタスで相互運用可能なプラットフォーム（3-EJ-5）.....	36
4.6. ネットワーク社会における知的財産権（3-EJ-6）.....	37
4.7. 生活の質を確保するための多様なワークスタイル（3-EJ-8）.....	38
5. 生命科学とバイオテクノロジー（LS/BT）.....	39
5.1. 2002 年に EU と日本で制定された行動計画について 緊迫感を持ってその実施を継続すること（5-EJ-1）.....	39
5.2. 「LS/BT 国民理解の推進計画」の策定を政府主導で推進すること（5-EJ-2）....	40
5.3. EU 「第 7 次研究枠組みプログラム」などの公的研究助成計画の中で LS/BT 研究を優先事項の 1 つとすること（5-EJ-3）.....	41

5.4.	革新を阻む障壁に対処するため、医薬品の価格設定と評価システムに関する業界・政府間の対話の仕組みを確保すること（5-EJ-4）	42
5.5.	臨床研究助成資金の増加、承認前・後の重要な審査の実効性と統合性を高めるための規制の調和化を図ること（5-EJ-5）	43
5.6.	政府はバイオ製品とその生産プロセスに関する規制要件の調和化を推進すること（5-EJ-6）	45
5.7.	産業界がより持続可能な生産プロセスへの転換を図るためのインセンティブを提供すること（5-EJ-7）	46
5.8.	米国のバイオ・リファイナリーをモデルに、バイオ化学製品、バイオ素材、バイオ燃料に関する実証プロジェクトの立ち上げを支援すること（5-J-8）	47
5.9.	EU・日本双方において、遺伝子組み換え作物（GMO）に関する現行規制枠組みの実施・執行にさらに努めること（5-EJ-9）	48
6.	持続可能な開発	50
6.1.	京都メカニズムの効果的利用（6-EJ-1）	50
6.2.	「ポスト京都」枠組み（6-EJ-2）	51
6.3.	影響評価	52
6.4.	省エネ型の製品・サービスの開発と世界的な普及（6-EJ-4）	53
6.5.	国民の啓発と関係当局による主導（6-EJ-5）	54
6.6.	エネルギーの多様化（6-EJ-6）	55

## 1. 貿易と投資

### 1.1. 迅速な事業展開の支援 (1-EJ-3): 社会保障保険料

#### 1.1.1. 提言の要旨

保険料の二重払いを回避するため、EU 全加盟国と日本との社会保障協定を早期 (5 年以内) に締結すべきである。

社会保障協定が締結に至っていない場合には、暫定的な措置を導入すべきである。

柔軟性のある協定文書を提示して交渉を円滑に進めるため、外部シンクタンクに研究を委託すべきである。

#### 1.1.2. 実施された措置および現状

EU 加盟諸国は、それぞれの社会保障制度の財源確保および構成に責任を負っている。したがって、加盟各国は、EU 域内を移動する労働者とその家族への社会保障適用に関する規則 (EEC) 1408/71 に定められた平等な扱いと無差別の原則を順守する限り、自国の社会保障制度の給付内容、資格条件、給付価値などの詳細を自由に決定できる。加盟国はまた、第三国との間で社会保障協定を締結する専管権限を有する。

こうした状況において、欧州委員会は、社会保障保険料の二重払いの問題に対処する必要性があるとの認識を歓迎する。EU は、二国間社会保障協定の締結が適切な解決策であることを認め、EU 加盟各国との社会保障協定締結に日本が意欲的であることを歓迎する。日本と一部の EU 加盟国の間では、すでに社会保障協定が締結に至るか、またはその交渉が進められている。EU はまた、日本とその他の EU 加盟国との間でも、交渉開始に向けて情報交換が行われていることを歓迎する。

現在のペースでいけば、年金制度への二重加入と保険料の無駄払いの問題の解決には、相当期間を要する。日本在住の外国人労働者には、年金保険料を雇用者とともに負担する義務がある。離日の際には、3 年分を上限に、特例の一時金として保険料の一部について払い戻しを受けることができる。この脱退一時金は 1994 年の年金法改正で日本政府が導入した制度で、6 カ月以上 25 年未満の期間、日本で働いた外国人が支給対象となる。

EU は、二国間社会保障協定がまだ適用されない外国人労働者が離日する際には、その時点までに支払った保険料を全額払い戻すか、少なくとも、特定の外国人労働者 (構造改革特

別区で働く労働者など)の在留期間の上限を5年に延長する最近の動きを踏まえ、返還対象の期間・金額を5年分に拡大すべきであるとの意見を繰り返し表明してきた。

### **1.1.3. 今後の実施見通し**

この分野における権限の問題を鑑みれば、EU加盟国と日本間の社会保障協定の締結は、二国間ベースで協議すべきである。したがって、シンクタンクへの研究の委託も、加盟国が検討すべき事項である。

## 1.2. 規制改革の推進（1-EJ-5）

### 1.2.1. 提言の要旨

EU と日本は、開かれた貿易・投資環境の創出を目指して、継続中の規制改革対話を通じて今後も相互協力を継続すべきである。

### 1.2.2. 実施された措置および現状

2005 年 5 月 2 日にルクセンブルクで開催された EU・日本首脳会議において、双方の首脳は規制改革対話を評価し、次のように表明した。規制改革対話は「在外自国民の生活・労働環境の改善に向けて現実的な解決策を見出すなど、具体的な成果を継続的に挙げた。これに関連して、双方の首脳は、新化学品規則（REACH）や政府調達などの重要な経済問題に関する継続中の対話および情報交換が有益であることを強調した」。

この双方向対話は、2005 年 11 月に東京で、そして 2006 年 3 月にブリュッセルで開催された 2 度の会合で、さらに具体的な成果をもたらした。両会合では、新たな立法措置に関する情報の早期提供や、検査データの受け入れなどの標準化・適合性評価における協力を通じた、製品とサービスの市場アクセス促進に重点が置かれた。この問題は、今後も規制改革対話の柱の 1 つであり続けるとともに、2004 年の首脳会議で採択された投資枠組みの重要な要素でもある。後者については、欧州証券規制当局が行う日本の会計基準と国際会計基準の同等性に関する技術的助言に関し、2005 年に実務者間の接触が継続的に行われた。このほか、企業合併・買収に関する日本の新会社法の規定や、日本郵政公社の民営化に関連する問題もあった。

### 1.2.3. 今後の実施見通し

技術規制・基準の国際的調和化と相互受け入れに関しては、一部の分野においてある程度の進展が見られた。具体的には、医薬品の認可手続きとデータ保護、建築基準（2006 年 3 月 22 日、EU・日本木材フォーラムの第 1 回会合がブリュッセルで開催された）、銀行・保険業務（ただし、再保険に関する立法措置の問題は難航している）、企業合併・買収（ただし、課税猶予と株主の権利に関する新たな規則については、最終確認に至っていない）、食品添加物・香料（わずかながらの進展にとどまっている）が挙げられる。

一方、植物検疫の問題（規制リスト・手続きの簡素化）、牛・羊製品の EU 輸入規制、公共調達、支店の適法性（会社法第 821 条）、航空協定、有機食品の認証制度、電気通信に関しては、進展が見られなかった。

EU・日本双方は今後も、投資枠組みの実施を通じて、また、日本政府と欧州委員会担当部局との会合や作業部会を通じて、規制改革対話の枠組みの中で、基準の受け入れ、承認あるいは調和化や、認証・通知の問題の改善を必要に応じて継続的に図っていく。また、新たな立法措置を検討する際の公聴手続きへの積極的な参加も不可欠である。

### 1.3. 税制に関する EU の政策 (1-E-1)

#### 1.3.1. 提言の要旨

(a) EU 移転価格文書化 (EU TPD) に関して、EU とその加盟国は、企業が誠意を持って時宜にかなった方法で EU TPD を提出した場合にはペナルティー (すなわち、文書化の要件の不履行に関連するペナルティー、移転価格調整に関連するペナルティーや利息) を免除することを約束すべきである。

(b) 付加価値税 (VAT) は EU 共通の税制ではあるが、その内容は加盟国間で大きく異なる。このため、企業にとって VAT の集中管理が極めて困難となっている。EU とその加盟国は、企業による VAT の集中管理が容易になるよう、VAT の簡素化と調和化を図るべきである。VAT を集中管理できれば、企業は、自社が事業活動を行うそれぞれの国の VAT 制度について専門知識を持つ人を雇用する必要がなくなる。

(c) 欧州委員会と EU 加盟国は、国境を越えた損失と利益の相殺が行えるよう、迅速に取り組みを進めるべきである。

#### 1.3.2. 実施された措置および現状

(a) EU TPD に伴って、EU TPD に従う多国籍企業が文書化に関連するペナルティーを受ける可能性はなくなると、EU 加盟国はこれまで示唆してきた。しかし、移転価格調整に関連するペナルティーと利息は、これとは全く性質の異なるものである。文書化さえすれば申告内容に誤りがあってもペナルティーを免れるという仕組みは、納税者全体の利益にならない。

我々は、移転価格に伴うコンプライアンス・コストを軽減するという課題を真剣に受け止めている。共同移転価格フォーラム (JTPF) の取り組みは、まさにこの枠組みの中で行われている。同フォーラムは、移転価格問題への対処の足並みをそろえるよう加盟国と企業に奨励することによって、EU 域内で加盟国によって対処法が異なる現状から生じるコンプライアンス・コストの軽減を目指している。同フォーラムはすでに、事前価格合意 (APA) 制度に目を向け、APA の活用促進と APA に伴うコストの削減を目指して、汎欧州規模の APA 手続きの枠組みを構築しようとしている。この枠組みは、EU 域内の APA だけでなく、EU 加盟国と日本などとの間の APA にも適用されるべきである。

(b) EC は、VAT 簡素化に関する提案 (「ワンストップ・ショップ」など) を提出した。この提案は、企業が事業所を持たない国で VAT 手続きを行う負担を軽減することを目的とし

ている（日本の場合、この恩恵を受けるには、いずれか 1 つの加盟国での事業所設立が義務づけられることになるだろう）。この提案に関しては、欧州理事会で引き続き交渉が行われている。今のところ、EU 域内で VAT 手続きの完全な調和化を図ることは非現実的である。

（c）企業は、国境を越えた損失の相殺ができない現状を、域内市場に残る大きな税制上の障害の 1 つと考えており、欧州委員会は企業のこうした懸念に考慮を払っている。欧州委員会は近々、新リスボン戦略も踏まえ、コミュニケーションペーパーをまとめた絞った対策を打ち出すことにより、この問題に取り組む意向である。

課税分野におけるいかなる法的措置も、その法的根拠を EC 条約第 94 条に置かなければならない。同条は理事会の全会一致を義務づけており、このため、問題の進展を図ることが政治的に極めて難しくなっている。

## 1.4. 会社法に関する EU の政策 (1-E-2)

### 1.4.1. 提言の要旨

#### (a) 国境を越えた合併に関する指令 (第 10 号会社法指令)

国境を越えた株式会社の合併に関する欧州議会・理事会の指令案(第 10 号会社法指令)を早急に採択・実施すべきである。

#### (b) 第 14 号会社法指令案

有限会社が清算や法人設立を伴わずに国境を越えた登記住所の移転を行うことを可能にする第 14 号会社法指令に関して、早急に提案を提出し、採択・実施すべきである。

#### (c) 欧州非公開会社法

欧州非公開会社法の導入を短期的な優先事項として実現すべきである。

### 1.4.2. 実施された措置および現状

#### (a) 国境を越えた合併に関する指令 (第 10 号会社法指令)

第 10 号会社法指令は 2005 年 10 月 26 日、欧州理事会・議会共に第一読で採択された。加盟国は、同指令を 2007 年 12 月 15 日までに実施することになっている。

有限責任会社の国境を越えた合併は、現在のところ不可能であるか、または莫大なコストを要する。同指令はこの合併を容易にするものである。同指令は、国内における合併に適用される加盟国の規則を主に参考として簡潔な枠組みを構築し、被買収企業の閉鎖を回避するもので、会社法の中の重大な隙間を埋めるものである。

同指令は、譲渡可能証券への集団投資事業(UCITS)を例外とするあらゆる有限責任会社に適用される。さらに、協同組合に関する特別規定も設けられている。EU における協同組合の多様性を考慮し、加盟国は欧州委員会の同意のもと、協同組合に対して国境を越えた合併を 5 年間行わせないことが可能である。

採択された同指令に基づき、合併する企業の少なくとも 1 社が従業員参加制度を実施している場合、国境を越えた合併には同制度が適用される。合併後の新会社における従業員参

加については、欧州会社法のモデルに基づき協議が行われる。

(b) 第 14 号会社法指令案

第 14 号会社法指令案は、2005 年 12 月 20 日から 2006 年 3 月 31 日に欧州委員会が実施した「会社法および企業統治に関する行動計画」の今後についての協議で取り上げられた。この協議の予備的な結果によると、利害関係者の間にはこのイニシアチブに対する強い支持がある。しかし、同指令案に関する最終的な決定は、欧州委員会担当部局による協議結果の詳細な分析と費用便益・影響評価の完了を待って行われることになるだろう。

(c) 欧州非公開会社法

欧州非公開会社法案も、「会社法および企業統治（1.5 で言及）に関する行動計画」の今後についての協議で取り上げられた。予備的な結果によると、このイニシアチブは利害関係者から多くの支持を得ている。その理由として、欧州の他の施策と併せて特に中小企業の移動性を高める点や、新たな負担を課さずに企業の選択肢を増やすことから、より良い規制の原則にかなう点が挙げられる。

同案に関する最終的な決定は、欧州委員会担当部局による協議結果の詳細な分析と費用便益・影響評価の完了を待って行われることになるだろう。

## 1.5. 企業統治 (1-E-3)

### 1.5.1. 提言の要旨

欧州委員会は、上場企業の企業統治とその情報開示に関する規制が確実に行われるように、加盟国間の調整を行い、ガイドラインを導入すべきである。規範の導入は任意とし、企業は「順守か説明か」の原則に基づき、導入した規範に従うべきである。

### 1.5.2. 実施された措置および現状

最近採択され、2008年半ばに発効する予定の第4号・第7号会計指令の修正に基づき、上場EU企業には、企業統治に関する年次報告書の作成が義務づけられることになる。特に、上場企業は「順守か説明か」原則の適用により、企業統治の規範に従っているか、どの規範に従っているか、規範から逸脱している場合には、どのような点で、なぜ規範から逸脱しているのかを示さなければならない。規範に従うか否かは、今後も専ら企業の自主的な決定に委ねられる。

欧州委員会は原則として、企業統治の規則とそれに関連する情報開示の規則を企業グループ内で一貫させるべきである、との考え方に賛成である。だが一方で、企業統治の分野において、EUレベルで「母国主義」を義務づけるのは、実行不可能かつ不適切だと思われる。

2004年末に採択された企業統治に関する2つの勧告、すなわち役員報酬に関する勧告と取締役の独立性に関する勧告の範囲を超えてさらに踏み込む意向は、欧州委員会にはない。特に、企業統治に関する欧州規範を作るつもりはなく、むしろ、「欧州企業統治フォーラム」を通じて、EUにおける企業統治慣行の収斂を図ることを目指している。

同フォーラムの役割は、加盟国間での情報やベストプラクティス（最良慣行）の交換を可能にし、それによって、加盟国の企業統治規範をできるだけ収斂させることである。また、同フォーラムは欧州委員会に対し、優先課題や懸案事項などについて、グローバルな視点から戦略的アドバイスを行う。

## 1.6. 在留日本人 (1-E-4)

### 1.6.1 提言の要旨

EU は、いずれかの加盟国にすでに合法的に滞在し、経済活動その他の理由で別の加盟国に移動する日本人を対象として、「ファースト・トラック（迅速一括）手続き」を導入すべきである。

### 1.6.2. 実施された措置および現状

第三国国民（日本人を含む）の EU 域内の移動に関しては、これまでのところ、この移動を可能にする 3 つの指令が採択されている。

長期在留資格に関する指令 2003/109/EC に基づき、同指令の第 4・5・6 条に定められた条件を満たす第三国国民は、「EC 長期在留資格」を取得できる。この資格を取得した者は、同指令第 3 章に定められた条件を満たせば、別の加盟国に移動することが可能になる（満たすべき条件として、十分な資金、健康保険、場合によっては同化状況や宿泊施設がある。経済活動の場合には、労働許可証など就業に必要な各国手続きの申請や、EU における特惠措置の申請など、さらなる条件が求められる可能性もある）。

同指令に基づく国内法施行の期限は 2006 年 1 月 23 日で、欧州委員会は現在、各加盟国の実施状況を詳しくモニターしているところである。

EU 域内の移動の可能性は、第三国の学生に関する指令 2004/114/EC、第三国の研究者に関する指令 2005/71/EC の 2 つの指令でも認められている。両指令に基づき、各指令が定める条件のもとでいずれかの加盟国への滞在を許可された第三国の学生または研究者は、同指令の要件を満たせば、別の加盟国で学業や研究を行うことが可能となる。

この 2 つの指令に基づく国内法施行の期限はまだ先である（それぞれ 2007 年 1 月 12 日と 2007 年 10 月 12 日）。したがって、我々は現在、加盟国による国内法施行の準備を支援しているところである。

指令 2003/109/EC と指令 2004/114/EC は、英国、デンマーク、アイルランドには適用されない。指令 2005/71/EC は、英国とデンマークには適用されない。つまり、これらの加盟国に滞在する第三国国民は、自らの置かれた状況に指令を適用することはできず、したがって、別の加盟国には移動できないことになる。また、指令が適用される加盟国に滞在する第三国国民は、適用されないそれぞれ 3 つの加盟国と 2 つの加盟国には移動できないこと

になる。

上記の指令が当てはまらないその他のケースについては、今のところ国内法で管理されている。

### **1.6.3. 今後の実施見通し**

今後に関しては、合法移民に関する政策計画（2005年12月21日発表のCOM(2005)669）で述べたように、欧州委員会は、第三国の高度熟練労働者の受け入れ条件に関する指令案を2007年に提出する予定である。欧州委員会の意向としては、この指令にはEU域内の移動に関する規定が盛り込まれることになるだろう。また、高度熟練労働者を対象としたEUグリーンカードを導入し、これを最初の受け入れ国が発行し、EU全域で有効とする方法も考えられる。こうした制度は全ての高度熟練労働者に適用されるものと思われ、したがって、同労働者に分類される日本人にも適用されることになる。

## **1.7. 年金 (1-E-5)**

### **1.7.1. 提言の要旨**

職業年金と補足年金に関連する二重課税を早急になくすべきである。

### **1.7.2 実施された措置および現状**

EU 加盟国は、それぞれの社会保障制度の財源確保と組織化に責任を負っている。長期的に見れば、年金制度への二重加入と保険料の無駄払いの問題の解決には、二国間協定の締結が有効だろう。

日本はすでにドイツ・英国と社会保障協定を締結している。2005年2月には、フランス・ベルギーとの間の社会保障協定に署名し、同協定は2005年7月に国会で承認された。オランダとの間でも、協定締結に向けて交渉が進んでいる。残りのEU加盟国とも、人々の行き来の度合いや協定締結の必要度に基づく優先順位に従って、社会保障協定の締結交渉の開始に向けた情報交換が行われる見込みである。

### **1.7.3. 今後の実施見通し**

この分野における権限の問題を鑑みれば、EU加盟国と日本との間の社会保障協定の締結は、二国間ベースで協議すべきである。

## 1.8. 欧州共同体特許（1-E-6）

### 1.8.1. 提言の要旨

欧州共同体特許に関する理事会規則案を早急に採択・実施すべきである。

### 1.8.2. 実施された措置および現状

特許クレームの翻訳に関連する2つの問題をめぐり、2004年春に欧州理事会での合意が阻まれて以来、共同体特許に関しては進展が見られない。経済成長と雇用創出を目指す新リスボン戦略のもとで、共同体特許は引き続き優先目標の1つになっている。そのため、欧州委員会は2006年1月16日、欧州の今後の特許政策に関する協議を開始した。この協議では、実質的な特許法の問題には踏み込まず、欧州の特許モデルの骨組みに焦点を当てている。

この協議の主たる目的は特許問題協議に再び弾みをつけることであり、結果として共同体特許の導入につながることを期待される。

この取り組みの成果を待つ一方で、欧州委員会は、欧州特許制度の改善に向け、近い将来に取り得る措置について意見を求めている。協議では、EUの特許政策に関する新たな提案に利害関係者のニーズが確実に反映されるようにしていく意向である。

協議への意見回答の提出期限は2006年4月12日で、予想を上回る幅広い多数の利害関係者から回答が得られた（約2,000件）。日本も回答を提出して、この協議に貢献している。

2006年6月にブリュッセルで開催される公聴会に向けて、この協議で得られた予備的所見を提出し、公聴会での審議が行われる予定である。その結果を受け、欧州委員会は今後の措置を決定していく。

## 1.9. 模倣品・海賊版・密輸品対策 (1-E-7)

### 1.9.1. 提言の要旨

BDRT は、模倣品・海賊版・密輸品の撲滅に本腰を入れて取り組むことを要請する。EU に関しては、拡大 EU の境界での対策を強化するよう求める。

### 1.9.2. 実施された措置および現状

模倣品や海賊版の取り締まりを強化するため、EU・日本双方で様々な対策が講じられている。

EU 側では、以下の対策が講じられた。

- 知的財産権 (IP) の執行に関する指令 2004/48 の加盟国による実施 (実施期限は 2006 年 4 月末)
- EU における刑事制裁の調和化を図るための欧州委員会提案
- 欧州委員会の「第三国における知的財産権の執行に関する戦略」の実施 (世界規模の調査を行い、取り締まり「優先国」のリストを作成。3 月に報告書が発表される)
- 欧州委員会が欧州の今後の特許政策に関する協議を開始 (日本にも回答を要請)

二者間レベルでは、EU と日本は「知的財産権に関する対話」および「アジアにおける知的財産権の執行に関する共同イニシアチブ」を推進している。特に、現場での進展を促すため、多国間・二国間でのそれぞれの取り組みについて緊密な連携や協調を図っている。知的財産権に関する EU・日本対話の第 3 回会議は、2006 年 2 月 21 日に東京で開催された。

- 2006 年 3 月末にモスクワで開催された G8・知的財産権専門家の会議で、模倣品の問題が話し合われた。知的財産権に関する国際的な法的枠組みを強化する必要があるとの点で、専門家の意見が一致した。
- 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会における知的財産権の執行に関する EU のイニシアチブが 2005 年 10 月に開始され、以来、EU の要請で、理事会開催ごとに話し合いが行われている。その目的は、TRIPS の執行規定の実施状況を検討し、実施において起こり得る問題の解決策を見出すことである。
- 2005 年 9 月、日本は模倣品・海賊版拡散防止条約を提案した。
- EU と日本は、税関協力協定の交渉を終結させた。
- 並行して、EU は第三国における知的財産権の執行状況を広範に調査した。調査結果はまもなく発表される。EU・日本双方は、知的財産権に関する様々な協力メカニズムや対話を通じて、他の第三国とも緊密な連携を図っている。

### 1.9.3. 今後の実施見通し

EUは、世界貿易機関（WTO）、G8、世界知的所有権機関（WIPO）、世界関税機構（WCO）など、模倣品・海賊版の問題を話し合う国際協議の場での協力を深めていく意向である。特に、TRIPS 理事会で行われている執行規定の実施状況の検討に積極的に参加する意向である。

EUはまた、G8・知的財産権専門家による提言の実施と、模倣品経済に関する経済協力開発機構（OECD）の調査の実現に今後も貢献していく。

さらに、EUは、模倣品・海賊版の問題を抱える第三国（生産国、経由国、消費国）との間で二国間協議を行っていく。この点に関して、日本とEUは、事態の推移について相互に情報を提供し合うことを約束している。

## 1.10. 関税と関税分類 (1-E-8)

### 1.10.1. 提言の要旨

(a) 一部の製品（オーディオ機器や乗用車など）に対する EU の関税率は、他の先進国と比べて極めて高く、これを引き下げるべきである。

(b) 関税分類は、製品の輸入時点での本来の機能に基づく、適切かつ透明で時宜を得たものでなければならない。ところが、EU による関税率表の解釈が一貫していないため、輸入業者が分類を予測できない状況が生じている。この状況を改善すべきである。

### 1.10.2. 実施された措置および現状

EU が製品に課している関税は、他の先進国とほぼ同等である。WTO の統計（2001 年）によれば、EU が工業製品に課している平均譲許関税は 4.1% である。これに対し、米国は 3.9%、日本は 3.5% となっている。タリフピーク（15% を超える高関税）の製品全体に占める割合は、EU が 1.5%、米国が 3.5%、日本が 1.8% である。

EU の関税率の中には、他の先進国より高いものもある。しかし、そうした関税は、ウルグアイラウンド後の情報技術協定（ITA）締結に向けた、GATT（関税と貿易に関する一般協定）そして WTO の交渉の所産であり、市場アクセスの面で EU が譲歩した分と与えられた分のバランスを取った結果であることを忘れてはならない。

現行 WTO ラウンドでも、非農産物の関税・非関税障壁をめぐる交渉は、引き続き EU の優先課題となっている。WTO 全加盟国は、このプロセスの進展に向けて、それぞれの経済開発や能力のレベルに見合った貢献をすべきである。

EU の関税分類システムに関しては、BDRT の提言の背景には、分類の目的に対する誤解があるようだ。これまでの報告書でも述べたとおり、EU の関税分類は、「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）」の規則に準じている。その目的は、各製品の物理的な特徴に基づいて、EU の関税品目分類表からふさわしい項目を見つけることである。HS 品目表に欧州共同体が設けた細分の関税率に基づいて分類を行っているわけではない。分類の目的は、しかるべき貿易交渉なしに新たな関税譲許を行うことではない。これは、「締約国は本条約により関税率に関するいかなる義務も負わない」とする HS 条約の第 9 条に合致している。

デジタル技術製品に関しては、BDRT の要請は、いわゆる「IT 製品」が全て情報技術協定

(ITA)の対象になるという誤解を反映している。ITA は多くの IT 製品を対象とするが、IT を活用した全ての製品が対象となるわけではなく、中でも家電製品は最初から除外されている。この点を強調しておかねばならない。ITA の対象となるか否かを問わず、再分類により、いわゆる IT 製品の全てに ITA 関税率を適用するという提案は、実行不可能である。関税率は、EU の多国間・二国間関税取り決めに基づき、欧州理事会が決定している。

### **1.10.3. 今後の実施見通し**

現行 WTO ラウンドでの非農産物の市場アクセスに関する多国間交渉は、EU と日本の双方に、全般的な関税水準とタリフピークの引き下げの機会をもたらしている。また、双方にとって、WTO 全加盟国の間で調和の取れた簡便な関税構造を構築することを目指す機会でもある。この点において、EU は現行 WTO ラウンドに関して、ドーハ・マンデートが掲げる高い志を追求する取り組みを続けることを強く主張する。

関税分類は HS 条約の規則に基づく透明で時宜を得たものでなければならないという点で、EU は日本と意見が一致している。EU は、EU の法律を十分に尊重し申告を正確に行うことで、輸入業者は極めて重要な役割を果たしていると考えている。欧州委員会は今後も、EU の分類方法に矛盾があった場合には介入を行っていく。

## 2. WTO

### 2.1. 世界貿易機関（WTO）に関する政策声明

#### 2.1.1. 提言の要旨

BDRT は、WTO ドーハラウンド交渉に対する強い支持を改めて表明し、バランスの取れた意義深い成果と交渉の早期妥結を求める。BDRT は以下のことを要請する。

- 工業製品の大幅な市場開放。BDRT はタリフピークを軽減する「スイス・フォーミュラ」を支持する
- 農業分野における進展を実現するための WTO 加盟国の柔軟な対応
- 貿易円滑化の大胆かつ具体的なルール
- キャパシティ・ビルディング（能力向上）や市場アクセスなどに関する、開発途上国の懸念に対処し、ドーハ開発アジェンダ（DDA）への後発開発途上国（LDC）の参加を促すこと

サービス分野に関して、BDRT は、他の分野と比べて交渉が遅れていることへの懸念を表明する。

BDRT は EU と日本に対して、交渉の成功に向け、相互に緊密な連携を図り、立場の調整を行っていくよう促す。

#### 2.1.2. 実施された措置および現状

2005 年後半は、同年 12 月の WTO 香港閣僚会議の準備に充てられた。この点に関して、欧州委員会は、同閣僚会議が 2006 年中の DDA 交渉妥結という目標に向けて一歩前進したことを喜ばしく思う。当初目標としていた、全交渉項目についてのモダリティ（交渉の大枠）完全合意は達成できなかったが、香港閣僚宣言には重要な要素が盛り込まれた。

農業分野では、2013 年までに全ての形態の輸出補助金を段階的に廃止することで合意が成立した。全ての形態の輸出補助金を並行的に撤廃し、輸出信用、国家貿易企業（STE）、食糧援助など、同等の効果を持つ全ての輸出措置に対する規律を確立する。非農産品市場アクセス（NAMA）に関しては、BDRT の要請したスイス・フォーミュラによる関税削減方式に基づいて交渉を進めることで合意した。ただし、係数の数の問題については未解決となっている。サービス分野では、リクエスト・オファー交渉を迅速に進めることで合意し、第 2 次改訂オファーを 2006 年 7 月 31 日までに、最終計画案を 2006 年 10 月 31 日までに

提出することが決まった。

貿易円滑化に関しては、2006年に多国間で約束を交わすための健全な基礎となる多数の勧告が示された。

香港閣僚会議では、BDRTの要望どおり、LDCの利益となる多数の措置が合意された。先進加盟国と「実施する立場にあると自ら宣言する」(パラグラフ47)開発途上加盟国は、LDC原産品に無税・無枠の市場アクセスを与えることで合意したが、この措置は該当するタリフラインの97%に適用される。さらに、EUと米国は、「貿易のための援助」における財政上の取り組みを強化することを明らかにした。また、同閣僚会議では、TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の修正に関する2005年12月6日の合意を確認した。この修正は、TRIPSおよび公衆衛生との関連で、医薬品の強制認可について行われたものである。

残念ながら、地理的表示(GI)についてはいかなる進展もなかった。

### 2.1.3. 今後の実施見通し

欧州委員会はBDRTと同じく、多国間貿易システムとDDAを強く支持する。

現段階では、今次ラウンドの結果を予測することは不可能である。香港閣僚会議は、2006年中の一連の意欲的な交渉期限を設定した。この期限は守られなければならない。交渉妥結には全ての分野での進展が必要となる。欧州共同体(EC)は、DDAを推進するため、農業などのセンシティブな分野において高い柔軟性を示してきた。今後数カ月の交渉において、他のWTO加盟国が同様の柔軟な対応を示すことを期待している。香港閣僚会議で取り組みが行われなかったGIなどの問題にも対処していく必要がある。

EUと日本は緊密に協力し合っていかなければならない。BDRTが促したように、あらゆる問題にわたって建設的な協力を行わない限り、意味のある成果は望めない。

EU・日本の双方は、さらなる市場開放を進め、多国間枠組みの中で貿易ルールを策定すべく、今後も全力を尽くしていく。また、プロセス・内容の両面における交渉の進展と成功を目指し、全力で取り組む。貿易・投資に関する企業の関心事項について緊密な対話を行い、産業界からの支援を得ることは、今後も交渉妥結のための主要な要素となる。

### 3. 会計と税制

#### 3.1. 国際会計基準 (2-E-1 ; 2-EJ-1 ; 2-EJ-2)

##### 3.1.1. 提言の要旨

(a) BDRT は欧州委員会に対し、国際会計基準 (IAS/IFRS) と日本の一般会計基準 (GAAP) の同等性に関して、2006 年末の期限を待たずして早急に決定を採択すべく、全力を尽くすよう要請する。同等性に関する最終決定は、欧州証券規制当局委員会 (CESR) の最終的な技術的助言を受領したのち、日本の会計基準の利用者・提供者に生じるコストや不都合を最小限に抑えるために十分な検討を行った上で行うべきである。

(b) BDRT は日本と EU の関係当局に対し、IAS/IFRS の導入・実施を着実に進めることを要請する。

(c) BDRT は日本・EU の関係当局に対し、国際会計基準審議会 (IASB) によるルール設定・変更のプロセスを注視することを要請する。また、特に業績報告プロジェクトにおいて IASB に示す意見では、日欧の企業や投資家の利害に配慮するよう求める。

##### 3.1.2. 実施された措置および現状

(a) 欧州委員会は、米国・カナダ・日本の会計基準の同等性に関する決定を 2009 年まで延期することを提案している。この延期措置は、IFRS と同等性のある会計基準を用いて財務諸表を作成する他の第三国の発行者にも適用される。この提案は、下記ウェブサイトで見ることが可能である。

[http://europa.eu.int/comm/internal\\_market/accounting/committees\\_en.htm#060424](http://europa.eu.int/comm/internal_market/accounting/committees_en.htm#060424)

欧州証券委員会 (CESR) は欧州委員会に助言を行う主要な委員会で、2006 年 6 月に決定が下される予定である。

(b) EU は 2005 年 1 月 1 日から、全ての上場企業に対して IFRS に則った財務諸表の作成を義務づけている。したがって、EU 域内では IFRS が全面的に実施されている。また、IAS 規則は加盟国に対し、個別財務諸表や非上場企業への適用も認めている。

(c) 欧州委員会は、IASB に関連する企業統治の取り決めに深い関心を寄せており、2005 年の国際会計基準委員会財団 (IASCF) の定款見直しによって大きな改善がもたらされたものと確信している。欧州委員会は、IASCF の現行資金拠出取り決めが 2008 年 1 月 1 日に

期限切れとなることから、今後の取り決めについて現在 IASCF と協議中である。欧州委員会は、IASB の全てのプロジェクトをモニターしている。

## 3.2. 会計・監査・情報開示の国際基準の収斂 (2-E-2 ; 2-EJ-3 ; 2-EJ-4)

### 3.2.1. 提言の要旨

(a) EU 域内排出量取引制度 (ETS) が開始されたことを踏まえ、BDRT は欧州委員会に対し、排出権に関して広く受け入れられる会計ルールを承認することを要請する。

(b) BDRT は両政府に対し、財務報告の内部統制に関する報告制度の導入を検討するに当たり、企業統治、財務諸表の監査、当局による企業や会計監査人の監督など、財務諸表の信頼性を向上させるための各仕組みと関連させた上で、内部統制の役割について十分に議論することを要請する。

(c) 会計・監査・情報開示の国際基準の収斂が 1 つの目標であることを認識し、BDRT は、日本と EU の関係当局が将来的な収斂に向けた短期的目標として基準の相互承認を行うことを要請する。

### 3.2.2. 実施された措置および現状

(a) IASB は 2004 年 12 月、ETS に関連する会計処理についての指針を与えるため、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第 3 号「排出権」を公表した。その後、2005 年 7 月に IASB は、基準の解釈としては妥当であるが、測定と報告に満足できない不一致が生じるとして、この解釈指針を撤回した。

IASB は、この問題に包括的に対処するため、議題に載せることを決めた。目下のところ、収益認識など、このプロジェクトに影響する他のプロジェクトに関する作業が完了するのを待っており、このプロジェクトは延期となっている。

欧州委員会は、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の助言を得て、IFRIC 解釈指針第 3 号の撤回を支持した。したがって、欧州企業は、自社に最適な排出権の会計方針を決定しなければならない。

(c) IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、覚書 (MoU) を作成し、2006 年 2 月 27 日に公表した。この覚書には、今後の共同プロジェクトとおおよその作業スケジュールが記載されている。欧州委員会は同日、プレスリリースを発表し、この覚書を歓迎した。翌日には、米国証券取引委員会 (SEC) も歓迎の意を表明した。

また、IASB の作業計画の中には、欧州にとって重要でありながら収斂計画に含まれていな

い重要プロジェクトが多数ある。排出権やサービス譲与契約がその例である。

欧州委員会は、会計基準の変更を行うに当たり、IASB が企業のニーズをしっかりと見極めることを希望している。企業は、IFRS を実施するために比較的安定した期間を必要とする。作業計画の中には、複雑で意見の分かれる会計分野に関連するプロジェクトもある。したがって、特にこうした分野については、プロジェクトの初期段階から幅広い協議を行う必要がある。また、企業、監査人、市場参加者を全て関与させた上で、作業計画の定期的な見直しを行わなければならない。

## 4. 情報通信技術

### 4.1. ブロードバンド利用の促進 (3-EJ-1)

#### 4.1.1. 提言の要旨

ブロードバンド網の普及拡大と利用増進は、日本・EU 双方の経済競争力を強化するための推進力となる。ブロードバンド利用の促進には、電子娯楽サービスが重要な役割を果たす。また、大規模な電子公共サービスの整備もブロードバンド利用を後押しする。公共部門はサービス集約的な部門であり、情報通信技術 (ICT) の導入拡大から大きな恩恵を受けるだろう。

日本・EU 両当局は、電子娯楽サービスの市場規模拡大を可能にする措置をとるとともに、大規模な電子公共サービスの整備に優先的に取り組むべきである。

#### 4.1.2. 実施された措置および現状

EU 域内ではブロードバンド利用が急速に進んでおり、ほぼ 25%の世帯がブロードバンドに加入している。ブロードバンド回線数は3年間で4倍となり、6,000万近くに上る。

こうした状況を背景に、インターネット上のサービスが生み出す新たなビジネスチャンスの基盤となる新しいサービスやアプリケーションの開発に伴って、明確な法的枠組みと相互運用性を高めるための措置が求められている。欧州の電子通信の規制枠組みを効果的に実施することは、市場拡大とブロードバンド・サービスの利用促進に役立つだろう。この点において、欧州委員会は今後も、EUの電子通信規則を厳格に実施し、競争と商業投資を促進していく。

メディアコンテンツの消費が変化し、新たなサービスが市場に登場する中、欧州委員会は、こうしたサービスが持つ潜在成長力のみならず、その潜在的な創造性・多様性・民主性も認識している。一方で、オンデマンドのコンテンツに関する規則のばらつきや、欧州全体での一貫した知的財産権 (IPR) 体制の欠如は、革新的なサービスを妨げる危険性もはらんでいる。欧州委員会は、まず第一歩として、コンテンツ消費様式の大きな進展を受けて、「国境のないテレビ」指令をより時代に即した内容にする提案を行った。「母国法主義」に基づくこの新たな指令は、オンデマンド型の視聴覚メディアサービスがEU域内市場を十分に活用できるようにすることによって、この問題の一部に対処している。また、IPRの問題に取り組むため、オンラインコンテンツに関するコミュニケーションペーパーを年末までに作成する予定である。

さらに、モバイルテレビなどの新たなコンテンツ配信技術の登場により、効率的なビジネスモデルの開発を実現するため、欧州全体で帯域の調和化を図る必要性が出ている。欧州委員会は、EU加盟国による無線周波数政策グループと協力し、モバイルテレビのサービス開始を可能にするため、欧州レベルで無線周波数の最小限の調和化を図る取り組みを進めている。また、アナログテレビ放送の終了によってもたらされる恩恵をどう活用するかについて、EUレベルで足並みを一部揃える可能性も含め、議論を促進するための取り組みも行っている。「2006年地域無線通信会議(RRC 06)」と「2007年世界無線通信会議」は、この話し合いの重要な節目となるだろう。周波数についての今後の方針を決定することになるからだ。

最後に、欧州委員会は、健康・教育・行政・ビジネス・アクセシビリティ・社会的包含(social inclusion)の目に見える改善をもたらす上で、ICTは重要な要素であるとの考え方に賛同する。したがって、市民・企業本位の電子政府の構築に重点を置くべきである。第一に、欧州委員会は、「優良事例枠組み」を通じ、600名以上の専門家を交えて、欧州全域で見られる優良事例の交換・奨励を推進している。第二に、電子政府が重要な転機を迎える中、情報提供だけが目的のオンライン・サービスから、完全に個人向けの情報のやりとりへと歩を進めるには、電子識別・認証など、その実現を可能にする主要な要件が整っていないなければならない。

現在のところ、公共部門の電子識別・認証システムには互換性がなく、国境を越えた公共サービスの利用を妨げる障壁となっている。しかし、マンチェスター閣僚宣言で、重要な目標が掲げられた。すなわち、2010年までに、欧州の市民や企業が自国または他の全ての加盟国の公共サービスにアクセスできる、安全で利便性の高い電子識別を利用可能にする、というものだ。電子識別に加えて、電子文書認証と電子アーカイブ化のシステムも整備する必要がある。同閣僚宣言では、2010年までにEU全体での電子文書認証の枠組みを構築するという目標を設定している。

上記の目標を達成するには、EUのあらゆるレベルの政府と産業界が協力関係を築かなければならない。欧州委員会としては、こうした取り組みを支援するとともに、利用者本位の設計や利用者の満足度、優良事例の交換、大規模パイロット・プロジェクトにおける電子識別や電子公共調達への展開への支援など、電子政府に関する研究やイノベーションを推進していく。欧州委員会は今春、「電子政府行動計画2010」を発表する予定である。この行動計画では、社会的包含の確保、効率性と有効性の実現、民主的な意思決定への参加の強化、影響力の大きい応用方法の提供、電子政府の実現を可能にする主要な要件の整備など、さらなる課題を検討する。

## 4.2. シームレスなユビキタスネットワーク環境の実現 (3-EJ-2)

### 4.2.1. 提言の要旨

日本・EU 両当局は、シームレスなユビキタスネットワーク環境の整備を促進し、ネットワークの種類を問わず、利用者が「いつでもどこでも」ネットワークにアクセスできるようにすべきである。

両当局は、2007 年開催の次回「世界無線通信会議」の準備において、できるだけ広範な連携を図るべきである。

### 4.2.2. 実施された措置および現状

科学技術の進歩によって技術やアプリケーションの選択肢が大幅に増え、その結果、帯域需要が増大している。同時に、新たな動向の予測はますます困難になっている。加えて、新しい技術の開発・導入に莫大な投資を行う企業は、大きな市場を求めている。こうした背景から、帯域利用を容易にし、EU 域内市場における帯域利用条件を同じようなものにすることを求める声が高まっている。

このような状況を受け、欧州委員会は、無線資源へのアクセスに対する障壁を低くし、帯域利用者に利用法の決定権を与えることを目指している。つまり、現在一般的になっている、帯域利用に関する行政による制約を最小限に減らし、干渉のない環境で、無線資源の最適な利用法を市場参加者が自ら決定できるようにする。

この目標の達成に向け、欧州委員会は年内に欧州理事会・議会に提示する新たなコミュニケーションペーパーの作成に当たっており、帯域管理には原則として技術・サービスの中立性という考え方を取り入れるべきであり、制約を加える場合には正当な理由が伴わねばならない点を強調する予定である。この取り組みを支えるのに必要な具体的な規定については、欧州委員会が現在の電子通信規制枠組みの見直しを進める中で、十分な検討が行われることになろう。

さらに、欧州委員会は昨年すでに、欧州の帯域管理への市場指向型アプローチに関するコミュニケーションペーパーの中で、商業利用を目的とした帯域管理において、特定の状況下での 2 次取引を認めるべきであると表明した。欧州委員会は、このための環境整備を少しずつ進めている。特に、規制枠組みの見直しでは、EU レベルで帯域取引へのアプローチを一貫させるために必要な規定の確立を考慮に入れるべきである。

最後に、免許不要帯域の拡大など、その他の帯域管理の枠組みに関しても、このアプローチが妥当な選択肢となり得るかどうかを判断するための分析が行われている。欧州委員会は現在、免許不要帯域の拡大の必要性の有無を決定するため、その利点と限界を調査しているところである。

欧州委員会は、帯域利用の弾力化に加え、特定のケースにおける帯域利用条件の調和化の必要性についても検討していく。この点に関して、欧州委員会は自動車の衝突防止レーダーに関するものなど、重要な公共政策目標を達成するために、法的拘束力を持つ帯域利用の技術規定をすでに導入している。また、車車間・路車間通信システムのための帯域の必要性についても見極めていく。さらに、帯域の調和化を図るための措置は、規模の経済を実現する目的でも活用されている（無線タグや超広帯域無線機器の導入に適した環境を創出する場合など）。

最後に、アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送への移行により、貴重な多くの帯域が空くことになる。したがって、EU 域内でこの帯域の統一した利用条件を確立し、汎欧州レベルのサービス展開を可能にする十分な帯域が利用できれば、前述の原則の一部を適用する機会がもたらされるだろう。

研究分野では、欧州委員会はすでに第 5・6 次研究枠組み計画の中で、ユビキタスネットワーク環境に関する取り組みを支援している。第 7 次枠組み計画（2007 年 1 月 1 日以降の EU の主な研究開発資金提供手段）は、それまでの枠組み計画の成果を基盤として進められる。これに関連して、欧州委員会は、「移動無線通信技術プラットフォーム」の立ち上げに対する政治的支援を促進・提供してきた。同プラットフォームは、第 7 次枠組み計画における戦略的な研究課題の実施について、産業界の利害関係者による議論と積極的な参加を後押しするものだ。欧州委員会は、同プラットフォームが果たす重要な役割を踏まえた上で、この分野の研究に関する作業計画を策定していく。

### 4.3. 安定した情報通信技術インフラの整備 (3-EJ-3)

#### 4.3.1. 提言の要旨

日本・EU 両当局は、安定した ICT インフラの確保に向け、信頼性の高い安全なシステム・製品の推進、情報交換、双方の規制のすり合わせ、テロや災害から教訓を得るための枠組みの構築など、ICT インフラの質に対する認識を高めるために継続的な対話を行うべきである。

#### 4.3.2. 実施された措置および現状

リスボン戦略の目標 競争力があり社会的包含性の強い持続可能な欧州の創造 の達成は、信頼性の高い安全な ICT の導入に大きく依存している。ICT と電子通信ネットワークは毎日の経済・社会生活に不可欠なものになっており、欧州委員会は、この問題に対処する必要性を認識している。この点において、信頼性と安全性は欧州情報化構想「i2010」の不可欠な要素となっている。この構想は、電子通信サービスに対する企業・市民の信頼を構築するために、欧州レベルで協調して政策・規制の策定や技術の開発、意識啓発を行うことが急務である点を強調し、欧州委員会が今年、新たな戦略を提案することを明らかにしている。

こうした戦略を実施するには、行政機関、民間部門、市民社会、そして必要に応じて「欧州ネットワーク・情報セキュリティ庁 (ENISA)」などの適切な利害関係者を関与させて、ネットワークと情報の安全性に関する協議・対話のための体系的プロセスを構築する必要がある。それにより、情報の安全性に影響を及ぼす様々な公共政策の一貫性を高め、全利害関係者の役割と責任に対する認識と理解を深めなければならない。とはいえ、安全性をめぐる多くの問題や脅威が国境を越えたものであることを鑑みれば、欧州委員会は、安全な環境を世界規模で創造・育成・促進していくためには国際協力が不可欠であると考え。特に、2005年にチュニジアのチュニスで開催された「世界情報社会サミット」で合意した取り組みの一環として、国際協力を行うべきである。

2006年に予定されている一連の政策文書の中で、上記の問題や関連するその他の問題にも取り組んでいく。具体的には、安全な情報社会に向けた戦略に関するコミュニケーションペーパーのほか、スパムやスパイウェア、マルウェア (悪意のあるソフト) の問題を特に扱うコミュニケーションペーパー、サイバー犯罪に関するコミュニケーションペーパーが予定されている。

さらに、電子通信の規制枠組みに関する 2006年の見直しにより、必要に応じて、さらなる

規制措置の必要性を検討する機会がもたらされるだろう。

#### 4.4. デジタルデバイド（情報格差）の解消（3-EJ-4）

##### 4.4.1. 提言の要旨

日本・EU 両当局は、特に学校での ICT 教育の促進によって、ICT リテラシー（ICT を使いこなす能力）を向上させるあらゆる措置を導入すべきである。我々は、今後のイニシアチブの策定に相互の経験を生かせるよう、日欧でイニシアチブの成功例に関する情報交換を行うことを奨励する。

##### 4.4.2. 実施された措置および現状

包含的な欧州情報社会の促進は、2005 年に欧州委員会が打ち出した「i2010」構想の 1 つの柱である。「i2010」は、ICT の大規模な導入と最近の技術収斂の波を欧州が有効に生かすための 3 つの主な行動方針を示している。すなわち、情報社会とメディアサービスのための競合的で開かれた欧州単一市場の創設、EU 域内の ICT 研究への投資の大幅な増加、デジタルデバイド関連の活動に焦点を当てた、包含的な欧州情報社会の地域・社会規模での促進である。

欧州委員会が企図する行動は、デジタルデバイドが生じる危険を、EU 全体のデジタル化による「結合」や「機会」に転換することを目指している。あらゆる人口集団、すなわち、資源や教育の欠如、年齢、性別、民族的背景のために恵まれない状況にある人々、障害者、比較的恵まれない地域に住む人々などに情報社会の恩恵をもたらそうというものだ。

こうした「結合」を築くための具体的な一歩を示しているのが、2005 年に採択された、e アクセシビリティに関する欧州委員会のコミュニケーションペーパーである。このコミュニケーションペーパーは、研究開発分野で実施されている e アクセシビリティ活動（ウェブアクセシビリティ、「すべての人のためのデザイン」、支援技術）を基礎として、公共調達や認証、電子通信法制の問題に対処しようというものである。

欧州委員会は 2006 年、ブロードバンド格差の解消に関するコミュニケーションペーパーを発表した。それによると、ブロードバンドは経済成長を促進するが、ブロードバンドの展開によって最も多くの恩恵を受けるのは遠隔地や農村部である。というのも、人口密度の低さや経済の中心地からの物理的距離というデメリットを軽減できるからだ。このコミュニケーションペーパーでは、地域社会による企業の誘致、医療の提供、教育や行政サービスへのアクセスの改善を支援する上で、インターネットが極めて重要な要素である点を強調している。

欧州委員会は今年中に、「電子政府行動計画 2010」を採択する。この行動計画では、社会的包含の確保、民主的な意思決定への参加促進、影響力の大きい応用方法の提供など、さらなる課題を検討する。

2006年6月11～13日、欧州委員会はEU議長国のオーストリアとともに、「包含的情報社会のためのICT」に関する閣僚会議をラトビアのリガで開催する。この会議で採択される閣僚宣言では、高齢化、eアクセシビリティ、地理的デジタルデバイド、デジタルリテラシーなど、デジタルデバイドや「社会的包含のためのICT」に関連する様々なテーマを扱う。欧州委員会は、「i2010」の一環として2008年に向けて「社会的包含のためのICT」に関する構想を策定することにより、この閣僚会議のフォローアップを行う。

国際的な場では、2005年11月16～18日にジュネーブで開催された「世界情報社会サミット」において、EUは重要な役割を果たした。EUは、世界レベルでデジタルデバイドを解消する方法についてバランスの取れた合意のとりまとめに貢献した。ジュネーブサミット文書は、途上国が開発の追求に当たってICTを活用できるよう支援するためのプログラムの導入を促している。

## 4.5. ユビキタスで相互運用可能なプラットフォーム (3-EJ-5)

### 4.5.1. 提言の要旨

ソフトウェアやシステムの相互運用性の問題は、政府が定める研究開発計画において、検討されてしかるべき課題の1つである。

### 4.5.2. 実施された措置および現状

相互運用性は、ネットワーク層、システム、コンポーネントの間、家庭や組織内のネットワークや世界規模のネットワークの間、ソフトウェアシステムの間、異なるセキュリティーシステムやデジタル著作権管理 (DRM) システムの間、企業アプリケーションの間などのあらゆるレベルにおいて、重要な課題となっている。技術的な機能性と同様に、相互運用性を促進するには、利用者・提供者間の完全契約の成文化が必要になってきている。オープンスタンダードに基づくソフトウェアやシステムの相互運用性の促進は、情報社会技術 (IST) 研究開発プログラムの中心に据えられている。同プログラムでは、コンピューターやネットワークが日常環境に溶け込み、使いやすいヒューマン・インターフェースを通じて多数のサービスやアプリケーションが利用可能になる、将来のテクノロジー社会に焦点が当てられている。

## 4.6. ネットワーク社会における知的財産権 (3-EJ-6)

### 4.6.1. 提言の要旨

政府は、デジタル権管理 (DRM) システムのような保護対策の活用の促進など、知的財産権を保護するための最善の方法についての政府間対話を強化すべきである。

### 4.6.2. 実施された措置および現状

欧州委員会は、知的財産権を管理する技術 (DRM システム) の利用促進に向けて、積極的な貢献を行っている。その目的は 2 つある。1 つは、著作権で保護されたコンテンツを適切に保護すること。これは、豊富なオンラインコンテンツを利用可能にするための条件である。もう 1 つは、消費者保護を十分に確保し、DRM がいかなる場合も消費者の権利 (プライバシー権や表現の自由など) を低下させる目的で使用されないようにすることである。このこと自体が、DRM によって可能になる新たなサービスの利用を促進する条件となる。

「i2010」に関するコミュニケーションペーパーの中で、欧州委員会は次のように発表した。「欧州委員会は『i2010』に基づき、相互運用可能な効果的なデジタル著作権管理への包括的なアプローチの確立を目指す」。したがって、欧州委員会は、オンラインコンテンツに関するコミュニケーションペーパーを 2006 年中に発表し、DRM の問題を取り上げる予定である。

欧州委員会の重要な活動領域の 1 つに、合法的なオンライン配信の確保を目的とした、映画産業とオンラインサービス提供者との対話がある。この必要性に対処するため、2006 年カンヌ映画祭の「欧州デー」に開催されたオンライン映画に関する「リーダーシップ・サミット」において、「オンライン映画イニシアチブ」が立ち上げられた。

同サミットは、映画産業とオンラインサービス提供者との対話の枠組みを構築するための第一歩である。サミットの目的は、この新たな経済モデルについて協議し、欧州でオンライン映画を軌道に乗せる上で生じる機会と課題を 2006 年中に特定することである。オンライン映画の発展と普及に関する欧州憲章の策定を目指している。

最後に、欧州委員会は 2001 年の著作権指令に関連し、情報社会における著作権料に関する勧告をまもなく発表する。

## 4.7. 生活の質を確保するための多様なワークスタイル (3-EJ-8)

### 4.7.1. 提言の要旨

日本・EU 両当局は、ワークスタイルの概念的枠組み作りに積極的な役割を果たすべきであり、そのために、産・官・学の様々な分野の専門家による社会的実験と評価を促進すべきである。

### 4.7.2. 実施された措置および現状

職場における高度情報通信技術の活用促進は、IST 研究開発プログラムが掲げる戦略的目標の1つである。次世代の協調的作業環境を作り出し、それにより創造性・革新性・生産性を向上させることを目的として、多数の IST プロジェクトが発足した。協調作業環境では、柔軟性・拡張性・適合性の高い労働者本位のツールやアプリケーションの開発を実現するコラボレーションサービスを提供する必要がある。これによって、豊富な情報を共有する分散型の仮想作業環境において、様々な主体（人間や機械など）間のシームレスで自然な協調作業が実現する。専門的な仮想コミュニティやノマディック・アクセスも支持されている。

## 5. 生命科学とバイオテクノロジー (LS/BT)

### 全体的な提言

#### 5.1. 2002年にEUと日本で制定された行動計画について、緊迫感を持ってその実施を継続すること (5-EJ-1)

##### 5.1.1. 提言の要旨

生命科学とバイオテクノロジーの進歩と社会の変化に対応して、この行動計画の継続的な見直しが確実に行われること。さらに、プロジェクト評価機能と省庁間・各国間の連携を強化すること。

##### 5.1.2. 実施された措置および現状

欧州委員会が制定したバイオテクノロジー行動計画の実施は、順調に進んでいる。2006～2007年には、包括的な中間見直しが行われる予定で、計画の成果とその進展を阻む障害についての状況調査、優先順位設定に加えて、おそらく新たな行動提案が行われることになろう。

欧州委員会の加盟国政府バイオテクノロジー担当者ネットワークに対する協力を強化することによって、欧州委員会と加盟国関係省庁の間の連携は改善された。こうした連携作業により、2006年には、行動のための具体的な提言・提案が行われる見通しである。

欧州委員会は、セピリアにある共同研究センターに対し、最新のバイオテクノロジーに関する評価調査の実施を要請している。この調査では、最新バイオテクノロジーが欧州にもたらす影響、機会、課題について、経済、社会、環境の各側面から包括的な評価を行うことになっている。調査結果は2007年に提出される見込みである。

## 5.2. 「LS/BT 国民理解の推進計画」の策定を政府主導で推進すること（5-EJ-2）

### 5.2.1. 提言の要旨

この計画は、バイオテクノロジー教育の強化、より直接的な意思疎通プログラムを通じてバイオテクノロジーに対する国民の理解の促進を図るものであり、政府主導で産業界や学会の協力も得ながら進めなければならない。バイオテクノロジーに対する理解をはぐくむ上で、学会がより大きな役割を果たすよう促すことが必要である。

### 5.2.2. 実施された措置および現状

欧州委員会は 2006 年、EU 加盟国と協力して、バイオテクノロジーとその応用にかかわる事柄について、国民との間の意思疎通の改善を図る方法に関する提案の作成を進めている。このプロセスには、国民の理解増進に結びついた取り組みの優良事例の収集なども含まれ、優良事例の目録は 2006 年末までに作成される。

バイオテクノロジー利用製品の許認可手続きは、科学的評価、透明性、利害関係者との明確な意思疎通をできるだけ重視するという原則に基づいて、行われるだろう。

産業界や学会との定期的接触において、欧州委員会は、バイオテクノロジー製品の特徴や利点だけでなく、その潜在的危険性についても国民に説明するため、国民との意思疎通手段の改善を図ることの重要性を強調している。

### 5.3. EU「第7次研究枠組みプログラム」などの公的研究助成計画の中で、LS/BT 研究を優先事項の1つとすること(5-EJ-3)

#### 5.3.1 提言の要旨

2005年4月の欧州委員会当初提案で概説されているように、EU「第7次研究フレームワークプログラム(FP7)」最終案の採択に当たっては、バイオテクノロジーに関する研究の重要性を確認すること。

#### 5.3.2 実施された措置および現状

2005年以降に進展があった事例を以下に列記する。

- 欧州委員会のFP7提案は、欧州における研究開発を促進するだろう。欧州の研究開発では、(ICTに次ぐ)主要優先分野として健康が挙げられている。
- EU理事会は最近、GDPの3パーセント相当を研究に当てるという目標を確認した。
- 欧州委員会は「競争力・革新プログラム」の実施を提案しているが、これは革新(イノベーション)を促進するために実体のある財政的手段を提供し、有望なアイデアの市場への登場を後押しすることによって、特に中小企業や新興企業に利益をもたらすことを目的としている。具体的に言えば、高成長・革新的企業のためのリスクキャピタル供給手段の創設と、銀行の中小企業ローン・ポートフォリオの証券化手段の創設である。これにより、バイオテクノロジー関係の中小企業は恩恵を受けることになるだろう。

## **健康のための生命科学とバイオテクノロジー**

### **5.4. 革新を阻む障壁に対処するため、医薬品の価格設定と評価システムに関する業界・政府間の対話の仕組みを確保すること（5-EJ-4）**

#### **5.4.1. 提言の要旨**

EU加盟国と日本において、革新（イノベーション）の価値が認識されるよう協力して取り組むこと。

医薬品の評価が、明確かつ透明で客観性のある基準に基づいたメカニズムで実施され、再審査を求めることもできるようにすること。

#### **5.4.2. 実施された措置および現状**

欧州における医薬品関連イノベーションに対する EU 域内の投資環境の改善措置について加盟国との対話を開始するため、EU 委員会は 2005 年、新たな取り組みとして、「医薬品フォーラム」を発足させた。同フォーラムは、3 つの主要な問題を扱う。すなわち、価格設定と保険償還、相対的効果、患者への情報提供である。

医薬品の価格設定と保険償還は、加盟国がそれぞれの責任において決定する事項である。ここでの課題の 1 つは、欧州の価格設定構造がばらばらになっていることが、その競争力にどのような影響を及ぼしているかを調査し、別の価格設定法を採用した場合、それが政府と業界に利益をもたらすかどうか検討することである。その際には、以下の 3 点のバランスを確保することが必要である。

- （1）持続可能で無理なく費用が支払える医療を提供するという加盟国の責任
- （2）業界のイノベーションに対して競争的な環境と見返りを提供する必要性
- （3）最重要事項として、患者の良質で革新的な医薬品に対するアクセスの確保

この問題については、明白な解決策があるわけではないが、前進のための方法を見つけるには、我々の薬価に対する考え方を変える必要がある。医薬品への投資は長期的に見れば、医療費の低減につながる。たとえば、入院の減少などである。

相対的効果についての課題は、付加的な治療価値および治療の費用対効果を評価する有効な方法の開発において、加盟国をどのように支援するかを検討することである。とりわけ、加盟国がお互いの専門知識や経験から学びあうとともに、そうした知識や経験の交流を効果的に行う上で障害になっている要因に対処することが有益であろう。

## 5.5. 臨床研究助成資金の増加、承認前・後の重要な審査の実効性と統合性を高めるための規制の調和を図ること

### 5.5.1 提言の要旨

規制面での障害の除去に取り組み、臨床試験への公衆の関与、臨床試験のための基盤整備推進により、臨床試験を支援すること。

国際的な規制の調和を支援することにより、実行可能な規制の調和の推進を継続すること。EU・日本間でワクチンに関する規制要件を検証すること。

業界と協力して、医薬品に関する規制枠組みのさらなる改善を図ること。たとえば、規制能力の向上や規制の受け入れ拡大を図るため、バイオマーカーやサロゲート、予測技術の開発を支援すること。

### 5.5.2. 実施された措置および現状

医薬品規制枠組みと臨床研究基盤に関する取り組みは、引き続き進展している。2005年に進展が見られた点は以下の通りである。

- 革新的医薬品技術プラットフォームの構築。目的は、ボトルネックを除去することにより、医薬品開発を加速すること。毒物検査やバイオマーカー、臨床試験手順などの新しい「ツールボックス」の開発を促進し、医薬品開発者が失敗するリスクを減らす。
- 2004年、医薬品に関するEU法令の全面的見直しが行われ、新たな規制枠組みが2005年末に実施された。イノベーションを促進し、その成果を治療格差が特定される地域や対象人口に注ぎ込む。この分野での改善点は以下の通り。
  - 医薬品のデータ独占権の強化
  - ファストトラック評価手続きによる市場へのアクセスの向上
  - まだ満たされていない医学的ニーズに見合う医薬品の条件付販売認可による医薬品の利用可能性の改善
  - 欧州医薬品局(EMA)の科学的助言活動の強化。医薬開発プロセスのできるだけ早い段階で実施
  - 中小企業に対する財政的・行政的インセンティブの導入(手数料の支払い免除や支払い猶予など)
- このほか、医薬品に関するEUの主要法令との関連でも、競争力向上につながる次のよ

うな改善例がある。

- EU は、類似生物医薬品の評価・認可・監視枠組みを世界で初めて創設した。これらの製品は「類似生物製剤 ( biosimilars ) 」と呼ばれるが、米国では「後発バイオ医薬品 ( follow-on biologics ) 」とも呼ばれている。
- EU では、5 年前に採択され希少疾病用医薬品に関する規則が、国民の健康やイノベーションの推進に大きな成果を挙げており、これについては 2005 年の報告書で強調されている。
- 遺伝子・細胞・組織ベースの製品分野でも最近、大きな前進があった。欧州では、この分野は「先進治療」と呼ばれているが、2005 年 11 月、これらの先進治療医薬品すべてを対象とする単一の法的枠組みが、欧州委員会によって提案された。この分野においては、日本など先進治療の経験を持つ EU 以外の国とも協力して、真のグローバルな規制の調和化を図ることが望ましい。

**5.6. 政府はバイオ製品とその生産プロセスに関する規制要件の調和化を推進すること  
(5-EJ-6)**

**5.6.1. 提言の要旨**

「遺伝子組み換え食品・飼料に関する EU 規制 1829/2003」では、「抑制された条件の下に置かれ、最終製品に存在しない遺伝子組み換え微生物（GMM）を利用する発酵作用によって生産された食品・飼料（添加物、香味料、ビタミンなどの食品・飼料成分を含む）は、規制 1829/2003 の適用範囲に含まれない」としている。BDRT は、欧州委員会と加盟国政府がこの解釈を堅持することを勧める。

**5.6.2. 実施された措置および現状**

食品・飼料規制 1829/2003 の改定が近く行われる見込みであり、最終製品に追跡可能な遺伝子組み換え微生物（GMM）が含まれない場合の発酵用 GMM の問題については、まだ決定は行われていない。業界の立場は、GMM は引き続き食品・飼料規制の適用範囲外とすべきである、すなわち、GMM の利用を製品ラベルに表示することを強制されないというものである。この業界の立場については、しかるべき考慮が払われるだろう。

## 5.7. 産業界がより持続可能な生産プロセスへの転換を図るためのインセンティブを提供すること（5-EJ-7）

### 5.7.1. 提言の要旨

持続可能な生産技術の実践を促進・加速するための減税措置や投資税控除措置を検討すること。

将来きわめて有望と見られるバイオ技術については、コンセプト実証段階から財政的援助を供与すること。

### 5.7.2. 実施された措置および現状

欧州委員会は 2005 年、加盟国と協力して、植物科学の可能性の実現に向けた具体的な勧告・提案の策定作業に着手し、将来における知識集約型バイオ経済の構築に乗り出した。これを達成するためには、より持続可能な生産技術を実践する上での障害を特定し、取り除くことが必要であろう。

このように、欧州委員会は EU と加盟国間の関係法令の協調推進に必要な事項の特定、規制順守制度や税制などがもたらす経済面での影響の把握、工業・農業バイオテクノロジー分野におけるヨーロッパの競争力強化の可能性の検証に力を注いでいる。支援制度および奨励メカニズムの導入についても、同様の取り組みが行われる。

研究プロジェクトに対する財政的支援は、第 6、第 7 次「フレームワークプログラム」を通じて実施されている。「将来の植物」技術プラットフォームは、植物ゲノム学およびバイオテクノロジーに関する利害関係者フォーラムであり、植物分野が社会に貢献できる 4 つの課題への取り組みを目的としている。その課題は以下の通りである。

1. 健康的かつ安全で十分な食料・飼料
2. 持続可能な農業、林業、景観
3. グリーン製品
4. 競争力、消費者の選択、統治（ガバナンス）

## 5.8. 米国のバイオ・リファイナリーをモデルに、バイオ化学製品、バイオ素材、バイオ燃料に関する実証プロジェクトの立ち上げを支援すること（5-EJ-8）

### 5.8.1. 提言の要旨

上記（5.8.）参照

### 5.8.2. 実施された措置および現状

前述のように、欧州委員会は加盟国と連携して提案を作成中であるが、具体的な提案に発展しうる考え方の 1 つとして、生産加工のためのバイオテクノロジー分野の知識の普及を図ることが挙げられる。欧州にはすでにバイオ・リファイナリーがいくつかある。実験室規模の知識を、パイロット・生産前段階規模の知識へ移行するための実証プロジェクト、すなわち、技術や支援体制に関する問題の解決策を実際にテストする施設として、統合的なバイオ・リファイナリーの設置も将来に向けての 1 案であろう。

欧州レベルのパイロット・プロジェクトとしては、でんぷん、グルコース、植物油などのバイオマス原料を中間製品や最終製品に変換する加工プラントが考えられる。この場合の製品は、理想を言えば、バイオ燃料、バイオマス、潤滑材、冷却液、繊維、生分解性プラスチック、紙などさまざまなバイオ製品であることが望ましい。

## 5.9. EU・日本双方において、遺伝子組み換え作物（GMO）に関する現行規制枠組みの実施・執行にさらに努めること（5-EJ-9）

### 5.9.1. 提言の要旨

欧州委員会は、EU の法令に則って提出され、欧州食品安全庁（EFSA）から肯定的な安全評価を受けた申請が適時に承認されるよう努めること。

欧州委員会はまた、「セーフガード条項」に基づいて禁止令を発動し、その際に必要な科学的に正当な根拠を示さない加盟国に対して、そうした不法な禁止令を直ちに撤回するよう取り計らうこと。

欧州全体を対象とする、GM 作物と非 GM 作物の「共存」（前提条件としての）に関する法令が、遺伝子組み換え作物の EU における栽培認可と関連付けて運用されることに反対する。

### 5.9.2. 実施された措置および現状

バイオテクノロジー製品に関する EU の規制枠組みの確立以降、欧州委員会はすべての承認手続きを、平常どおりに運用してきた。すなわち、製品認可申請については、該当する承認手続きに従って、ケースバイケースで、そのもたらす利益を評価し、審査を行っている。

欧州委員会は、EU における GM 作物の認可再開に向けて積極的な役割を果たしてきた。この問題に対処する上での方向性を討議する会議は、新 GM 作物の市場での販売および加盟国それぞれのセーフガード措置（禁止令）の扱いに関する決定を待って、関連 EU 法令の規定に従って、コミットロジータ手続を通じて、これ以上の遅滞なく、認可再開を進めるべきである、という取り組み方針を承認した。

新規制枠組みで改善が見られたにもかかわらず、社会的・政治的懸念が依然として中心的課題として残っており、このことは理事会における加盟国の意見表明にも反映されている。

GM 作物の市場での販売を禁ずるセーフガード条項を持つ国は現在、9 カ国あり、欧州委員会では、そうしたセーフガード条項が EC 条約 30 条に沿ったものであるか調査することになっている。科学的な根拠がないと判断された場合、欧州委員会はそのセーフガード条項を撤回させる措置をとることになる。

GM 作物と非 GM 作物の「共存」問題に関して、欧州委員会は、EU レベルで認可された GM 作物は欧州共同体全域で自由な流通と使用を許されてもよいという方向で取り組んでいる。にもかかわらず、「共存措置」の導入は、GM 作物が非 GM 作物に偶然に混入した場合に、非 GM 作物生産農家をその経済的影響から守る上で重要である。加盟国がそれぞれ「共存」のための法的その他の戦略を策定するのを支援するため、欧州委員会は 2003 年に各国がそれぞれの戦略と最良事例を策定する際のガイドラインに関する勧告を採択した。この勧告は、「共存」措置は、非 GM 作物中に含まれる GM 作物の偶然の痕跡を EU 表示限界値以下にとどめるために必要な範囲を超えるものであってはならないとしており、これは関係事業者に不必要な負担をかけるのを避けるためである。「共存」措置は科学に基づいたものでなければならず、GM 作物の栽培を一様に禁止するものであってはならない。

加盟国のほとんどは、それぞれ国としての取り組み方針を検討中であるが、4 カ国(ドイツ、デンマーク、ポルトガル、およびオーストリアの 6 州)では 2005 年末までに具体的な「共存」法令が採択されている。2006 年 1 月には、いくつかの加盟国で実施された「共存」措置の経験についての評価結果が欧州委員会に提供された。「共存」措置の有効性と経済的実行可能性を検証するため、監視プログラムを立ち上げ、検討を行うことになっている。

## 6. 持続可能な開発

### 6.1. 京都メカニズムの効果的利用（6-EJ-1）

#### 6.1.1. 提言の要旨

関係当局は、京都メカニズムを活用するとともに、産業界がこのメカニズムを利用しやすくなるように、国際的に調和化された会計・税制優遇措置の制度を確立すべきである。

#### 6.1.2. 実施された措置および現状

欧州委員会は、加盟国と産業界による京都メカニズムの活用を積極的に推進しており、同メカニズムの運用を管理する国連諸機関への主な資金提供者でもある。最初の国内割当計画（NAP）の評価の一環として、欧州委員会は加盟国に対し、京都メカニズムへの投資に関する具体的な数字を提示するよう促した。さらに、欧州委員会は、EU 域内排出量取引制度（EU ETS）に基づき、共同実施（JI）やクリーン開発メカニズム（CDM）の活用を積極的に奨励している。

## 6.2. 「ポスト京都」枠組み（6-EJ-2）

### 6.2.1. 提言の要旨

京都議定書とは別の目標を設定することにより、米国、中国、インドの「ポスト京都」枠組みへの参加を促すことができる可能性がある。具体的には、国境を越えて主要部門別にエネルギー効率や排出原単位の目標値を設定する方法も考えられる。また、EC と日本は、2012 年以降に向けての交渉議題に温室効果ガス（GHG）削減に関連した技術開発を盛り込むよう、協力して取り組むべきである。

### 6.2.2. 実施された措置および現状

EU と日本は、2005 年 11 月のモントリオール国連気候変動会議の準備段階と開催期間中、緊密な連携を図り、京都議定書と国連気候変動枠組み条約に基づき、2012 年以降の気候変動枠組みに関する討議を開始するための合意を実現した。

### 6.3. 影響評価 (6-EJ-3)

#### 6.3.1. 提言の要旨

原料や製品が及ぼす影響を評価する際は、経済・社会・環境面の影響を含む幅広い評価を行うべきである。関係当局は、いかなる影響評価を行う場合にも、その手法として、ライフサイクル評価(LCA)および/またはバリューチェーン全体を対象とした評価を採用すべきである。

#### 6.3.2. 実施された措置および現状

この問題との関連性が最も高い欧州委員会の取り組みは、「ライフサイクル思考」を奨励する包括的製品政策(IPP)である。IPPは、ライフサイクル全体で製品の環境への影響を総合的に低減することを目指している。「ライフサイクル思考」は、欧州委員会の資源や廃棄物に関する戦略など、他の分野でも取り上げられている。もう1つの重要な手段は、製品の環境への影響を評価するためのライフサイクル評価(LCA)である。このほかに、2008年までに見込まれる成果物として、「欧州参照ライフサイクル・データ・システム(ELCD)」と「LCAのための技術指導文書の手引き」がある。

## 6.4. 省エネ型の製品・サービスの開発と世界的な普及 (6-EJ-4)

### 6.4.1. 提言の要旨

産業界と国民は、関係当局の支援を得て、

- トップランナー方式により、エネルギー効率の良い電気・電子機器を採用すべきである。
- IT 社会が持つ可能性を最大限に活用すべきである。
- 高性能の断熱材を使用した省エネ型の事務所や住宅を採用すべきである。また、低燃費車を普及させるべきである。

### 6.4.2. 実施された措置および現状

エネルギー効率向上は、EU と欧州委員会の最優先課題である。欧州委員会の 2005 年のグリーンペーパー “Doing more with less(より少ないエネルギーをより多くのことをする)” では、あらゆる分野におけるエネルギー効率の問題に包括的に取り組んでいる。また、欧州委員会は現在、このグリーンペーパーのフォローアップとして、エネルギー効率に関する EU 行動計画を作成中である。さらに EU は、エネルギー効率に関する様々な立法措置 (エネルギー効率の最低基準や電化製品の表示など) を導入し、最近では、最終用途効率の向上とエネルギー・サービスの促進に関する指令を採択した。

EU は、「エネルギー使用製品 (EuP)」枠組み指令を採択している。この指令は、ライフサイクル全体で見た製品の環境への影響を考慮に入れるものである。エネルギー効率ラベルも重要な役割を果たす。

EU と日本の産業界は、すでに GHG 削減に向けて多大な努力を行ってきたが、現在の技術で大幅な改善を実現する余地はほとんどない。EU は、BDRT が概説した方策を実施することで、GHG の排出量を削減できる可能性があると認識している。

### 6.4.3. 今後の実施見通し

エネルギー効率の分野における EU・日本間の協力は、例えば国際エネルギー機関 (IEA) や G8 の枠組みの中で、すでに進んでいる。また、2006 年 1 月、欧州委員会と日本は「アジア欧州会合 (ASEM)」の枠組みの中で、エネルギー効率に関する地域セミナーを東京で共催した。欧州委員会は、この優先度の高い課題についての協力を今後も継続していくことを支持する。

## 6.5. 国民の啓発と関係当局による主導（6-EJ-5）

### 6.5.1. 提言の要旨

特に家庭からの二酸化炭素排出量を削減し、GHG削減に貢献するよう国民を啓発する必要がある。関係当局は、これに向けて主導権を発揮すべきである。

### 6.5.2. 実施された措置および現状

欧州委員会は2006年6月から、気候変動に対する人々の意識を高めるための大規模なキャンペーンを開始する。このキャンペーンでは、個々人が自らの行動を通じて気候変動の緩和にどう貢献できるかに重点を置く。

## 6.6. エネルギーの多様化 (6-EJ-6)

### 6.6.1. 提言の要旨

エネルギー供給を多様化するため、原子力エネルギーや再生可能エネルギー（風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオマス）、水素エネルギーの開発など、化石燃料の代替となるエネルギー源に関する技術開発を推進すべきである。

### 6.6.2. 実施された措置および現状

EU は日本と同様に、エネルギー輸入、特に石油と天然ガスの輸入に大きく依存している。したがって、エネルギー供給の安全保障を高めるため、エネルギー源の多様化と代替エネルギー源の開発は EU のエネルギー政策の主要な目標となっている。2006 年 3 月 8 日に採択されたグリーンペーパー “A European Strategy for Sustainable, Competitive and Secure Energy (持続可能で競争力があり、しかも供給の安定したエネルギーのための欧州戦略)” において、欧州委員会は、こうした問題に取り組むためのエネルギー分野の課題と提案を包括的に示した。

欧州委員会は、再生可能エネルギーの開発と利用を長年にわたって推進してきた。また、再生可能なエネルギー源を利用した発電と生物燃料に関して、合意した目標を達成するための枠組みを導入した。原子力エネルギーは現在、EU の総発電量の 3 分の 1 を占めている。水素エネルギーに関する技術開発研究は、EU の研究計画の中で優先課題となっており、日本・EU がともに参加する「水素経済のための国際パートナーシップ (IPHE)」における国際協力のテーマともなっている。

欧州委員会は最近、具体的な技術の促進を目的とした多数の重要な取り組みを新たに開始した。二酸化炭素の回収・貯留に関連して、欧州委員会は、第 2 次欧州気候変動プログラムに基づき、炭素の回収と地中隔離に関するワーキンググループを立ち上げた。また、この技術の開発・展開をさらに促進するために、「ゼロエMISSIONの化石燃料発電所」のための技術プラットフォームを設置した。

### 6.6.3. 今後の実施見通し

エネルギー安全保障とエネルギーの多様化、そして代替エネルギー源に関する技術開発は、いずれも国際政治の優先課題であり、国際協力なしには進展しない問題である。EU と日本はそのエネルギー政策目標が大きく一致していることから、IEA や G8 をはじめとする国際協議の場において、双方が緊密に協力し合うことが期待できる。EU・日本首脳会議におい

て、EU と日本は気候変動の分野における協力関係を築くことで合意した。